令和７年度 第２期

育成協会だより

東京都最低賃金を 1,226 円に引上げ↑　効力発生日：１０月３日

１．適　用

東京都最低賃金は、東京都内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用されます。

なお、派遣中の労働者については、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

２．金　額

次の金額は、最低賃金に算入されません。

① 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

② 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）

③ １月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）

④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

３．近隣各県における令和７年度地域別最低賃金改正の状況

県　名	時間額（引上げ額）	発効日
埼　玉	１，１４１円（６３円）	１１月 １日
千　葉	１，１４０円（６４円）	１０月 ３日
神奈川	１，２２５円（６３円）	１０月 ４日
山　梨	１，０５２円（６４円）	１２月 １日

４．関係法令

○ 最低賃金法第４条第１項

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

○ 最低賃金法第４０条

第４条第１項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、５０万円以下の罰金に処する。

国税庁が「年末調整のしかた」を公表しました

国税庁より「令和７年分　年末調整のしかた」（全 64 ページ、以下「パンフレット」という。）が公表されました。今年の年末調整には複数の変更点があります。企業においては早めの確認と実務への備えが大切です。パンフレットでは、「昨年と比べて変わった点」として、以下の３つが挙げられています。

◆年末調整のしかた～改正項目

１　所得税の基礎控除の見直し等

(1) 基礎控除の見直し：合計所得金額に応じて基礎控除額が 58 万円～95 万円に

(2) 給与所得控除の見直し：最低保障額が 65 万円に

(3) 特定親族特別控除の創設：所得者と生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族で合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下の「特定親族」がいる場合、合計所得金額に応じて３万円～63 万円を控除

(4) 扶養親族等の所得要件の改正：同一生計配偶者・扶養親族の合計所得金額の要件が 58 万円以下に

２　年末残高調書を用いた方式（調書方式）による住宅借入金等特別控除

３　令和８年分以後の給与の源泉徴収事務における留意事項　（裏面に続く）

※前頁のほか、パンフレットの表紙には「通勤手当に係る非課税限度額の改正が行われる場合には、年末調整での対応が必要となることがあります」との注意書きもあります。誤りのない年末調整のためには、制度への従業員の理解が不可欠です。そのためにも、今回公表されたパンフレットや 10 月に公開予定の「年末調整がよくわかるページ」（国税庁）を確認し、改正点の周知に努めましょう。

【国税庁「令和７年分 年末調整のしかた」】　⇒ 右記 QR コードから参照ください。

令和7年 10 月から 19 歳以上 23 歳未満の方の被扶養者認定における年間収入要件が変わります。

令和７年度の税制改正を踏まえ、現状の深刻な人手不足のもとで就業調整を後押しする観点などから、19 歳以上 23 歳未満の親族等を扶養する場合の「特定扶養控除」の要件が見直されました。これに伴い、被扶養者認定を受ける方（被保険者の配偶者を除く）が 19 歳以上 23 歳未満であるケースにおける、年間収入の要件について変更があります。

被扶養者認定における年間収入要件の変更点

扶養認定日が令和７年 10 月１日以降で、認定を受ける方が 19 歳以上 23 歳未満（被保険者の配偶者を除く）である場合、これまでの「年間収入 130 万円未満」という基準が、年間収入 150 万円未満に改められます。なお、年間収入要件以外の条件に変更はありません。

現行（これまでの基準）

1. 年間収入 130 万円未満（60 歳以上または障害者の場合は年間収入 180 万円未満）
2. 同居の場合：収入が被保険者（扶養者）の収入の半分未満
3. 別居の場合：収入が被保険者（扶養者）からの仕送り額未満

年齢要件（19 歳以上 23 歳未満）の判定について

「19 歳以上 23 歳未満かどうか」の判定は、扶養認定日が属する年の 12 月 31 日時点での年齢によって行います。

たとえば、扶養認定日が令和７年 11 月で、その方が 11 月中に 19 歳の誕生日を迎える場合、令和７年分の年間収入要件は 150 万円未満になります。

ご注意いただきたい点など、日本年金機構の Q&A をご参考下さい。　⇒

令和７年 12 月２日以降、現在お持ちの健康保険証は使用できなくなります

健康保険証は 2024 年 12 月２日以降新たに発行されなくなり、マイナ保険証（マイナンバーカードに保険証の利用登録をしたもの）を基本とする仕組みに移行しています。これに伴い、経過措置期間が終了する 2025 年 12 月２日以降、今お持ちの健康保険証は使用できなくなります。

今後は健康保険証として利用登録したマイナンバーカード（マイナ保険証）を利用して医療機関等を受診していただけますが、マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等を受診する際には資格確認書が必要です。

そのため、令和７年７月下旬から 10 月下旬にかけて、資格確認書を被保険者様のご自宅や事業所様へ順次発送されます。

育成協会　TEL：042-527-3675